

議案第94号

財産（土地・建物）の貸付について

次のとおり、町有財産（土地・建物）の貸し付け変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

湯梨浜町長 宮脇正道

1 貸付財産

(1) 土地

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬二ノ下浜1350番地

地目 学校用地

面積 16,487.00㎡

●研修室棟

面積 8,539.44㎡のうち1,660.16㎡

貸付料 346,736円(年額)

●屋外運動場

面積 7,246.46㎡のうち3,633.23㎡

貸付料 758,825円(年額)

●研修室棟中庭

面積 701.10㎡

貸付料 146,429円(年額)

(2) 建物

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬二ノ下浜1350番地

◆研修室棟

構造 鉄筋コンクリート

面積 3,221.41㎡のうち1,759.25㎡

貸付料 無償

◆倉庫

構造 瓦棒葺

面積 48.00㎡

貸付料 無償

◆プール

構造 コンクリート

面積 800.00㎡

貸付料 無償

2 貸付の目的

株式会社センコースクールファーム鳥取が水耕栽培、キノコ栽培等を実施することにより、地域の障がい者雇用の拡大及び地域の活性化を図る。

3 貸付の相手方

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1 3 5 0 番地

株式会社センコースクールファーム鳥取 代表取締役社長 大西 毅昌

4 貸付の期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日（7 年間）